

# 鎌ヶ谷市自動販売機設置業者募集要領

令和8年2月

鎌ヶ谷市役所

契約管財課

## 鎌ケ谷市自動販売機設置業者募集要領

### 1 目的

鎌ケ谷市では令和8年4月より鎌ケ谷市庁舎及び都市公園等に設置する自動販売機を対象として、設置業者を公募し入札を行います。

鎌ケ谷市自動販売機設置業者募集要領（以下「要領」といいます。）は、入札に関する要領の配布から、自動販売機設置までの流れを定めるものです。入札に参加される方は、この要領をよく読み各事項を承知の上申込みください。

### 2 要領の配布及び応募申込書等の提出期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月26日（木）（当日必着）

（応募申込書等の書類提出は、簡易書留にて郵送もしくは契約管財課窓口へ直接持参にてお願いいたします。契約管財課窓口での受付は平日の午前8時30分から午後5時までとなっております。）

### 3 入札に関する質問受付期間

この要領の内容等に対する質問を次のとおり受け付けます。

#### （1）質問の受付期間

令和8年2月17日（火）から2月24日（火）まで

（平日の午前8時30分から午後5時まで）

#### （2）質問の受付方法と回答

質問書（別紙2）に記入の上ファクシミリによりお送りください。

回答については、申込後に入札参加資格について審査を行い、適格となった設置業者へ令和8年2月26日（木）以降行います。

（ファクシミリ番号：047-445-1400）

### 4 提出書類の審査期間

令和8年2月26日（木）まで

### 5 入札参加資格審査の結果通知期間

令和8年2月26日（木）以降

（入札参加資格審査結果通知書等の関係書類を、簡易書留で郵送します。）

6 入札及び開札日時

令和8年3月6日（金）14時00分から（鎌ヶ谷市庁舎3階303会議室）

7 自動販売機の設置開始時期

令和8年4月1日（水）以降、市と協議のうえ設置

8 入札物件（入札物件及び設置できる自動販売機の外形寸法及び令和6年度年間販売実績）

物件	施設名	設置場所	外形寸法（単位：mm）	販売実績
1	栗野コミュニティセンター	鎌ヶ谷市栗野 79-1	W1200×D750×H1850以内	約2,000本
2	図書館	鎌ヶ谷市中央 一丁目8-35	W1200×D750×H1850以内	約3,400本

9 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

10 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税を滞納していない者。
- (3) 過去2年間において自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

11 提出書類

(1) 応募者が法人の場合

- ア 応募申込書（別紙1）
- イ 商業登録簿
- ウ 国税の納税証明書

（「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明書）を提出してください。

エ 自動販売機の運営実績表を添付してください。

（書式は自由ですが、官公庁に設置のものと、それ以外のものとは分けてください。）

(2) 応募者が個人事業主の場合

ア 応募申込書（別紙1）

イ 国税の納税証明書（「所得税」並びに「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明書）を提出してください。

ウ 自動販売機の運営実績表を添付してください。

（書式は自由ですが、官公庁に設置のものと、それ以外のものとは分けてください。）

(3) 上記の提出書類について

ア 納税証明書については、最新年度分を1部提出してください。

（納税証明書は未納がないこと。）

イ 上記証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出していただきます。

（複写したものは不可。）

ウ 提出書類は返却いたしませんので御了承ください。

エ 応募申込書には、物件番号を記入してください。

1.2 書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

鎌ヶ谷市役所 契約管財課 管財検査係

(2) 提出方法

必要書類を令和8年2月26日（木）（当日必着）までに、上記の提出先へ簡易書留にて郵送もしくは契約管財課窓口へ直接持参してください。

（契約管財課窓口での受付は平日の午前8時30分から午後5時までとなっております。）

1.3 入札参加資格の確認等

(1) 上記1.1の提出書類により入札参加資格の可否を確認します。

(2) 入札参加資格の有無を確認後、令和8年2月26日（木）以降に、申請者へ結果を連絡します。

(3) 入札資格があると確認された申請者には、誓約書、入札書、委任状を簡易書留にて郵送します。

(4) 当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札資格を取り消します。

#### 1 4 入札の方法と落札者の決定

- (1) 入札は物件 1 から順に行います。
- (2) 既設の自動販売機を含め、同一施設内に同一の者が 2 台以上設置することも可としますが、その場合は商品の陳列物になるべく重複しないように努めてください。
- (3) 入札に際しては誓約書、入札書及び代理人が入札する場合には委任状を持参してください。
- (4) 入札では、自動販売機売上上の何パーセント（貸付料率）を鎌ヶ谷市に納付するかを入札していただきます。
- (5) 市の定める最低貸付料率（10パーセント）以上で最高の貸付料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (6) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引いてもらい、落札者を決定します。
- (7) 提出した入札書は、いかなる場合も、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (8) 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は取りやめる場合があります。
- (9) 設置業者に決定した者は、市有財産有償貸付契約書を締結しますので、その内容をご確認ください。

#### 1 5 入札保証金

免除

#### 1 6 入札の無効及び失格等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した貸付料率その他が不明確なもの
- (3) 同一入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 貸付料率を訂正した入札
- (7) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱した者の入札

## 1.7 設置条件

### (1) 契約について

本件の契約については地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく契約となります。

### (2) 設置者費用負担

#### ア 電気料

子メーターを設置していただき、実際に使用した電力量に応じた額を貸付料と併せて納めていただきます。

#### イ 設置費等

自動販売機（子メーター含む）の設置及び撤去に係る費用については全て設置者の負担となります。

#### ウ 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に対して、市有財産有償貸付契約書の貸付料率を加味して納付していただきます。

納付は四半期ごととし、四半期終了後の翌月の10日までに売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納入通知書を作成、送付しますので翌々月の15日までに納めていただきます。

（例）納付金＝4月～6月の売上×〇〇%

7月10日までに報告書を提出 8月15日までに納付

### (3) 自動販売機の設置について

ア 本体規格については、原則として物件ごとに記載した大きさ以内のものとしします。

ただし、その大きさが収まらない場合は、市と協議のうえ設置していただきます。

イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。

ウ 自動販売機に使用電力量算出用の子メーターを設置してください。

### (4) 自動販売機の機能について

ア ピークシフト・ピークカット機能搭載機としてください。

イ 減光の実施がされている機種としてください。

ウ 学習省エネ機能搭載機としてください。

エ 真空断熱材が採用されている機種としてください。

オ ノンフロン対応機としてください。

カ 指定した設置面積に対応できるユニバーサルデザイン（通常の商品ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがある）の機種とするようにしてください。

キ 現金での購入の他キャッシュレス決済（交通ＩＣカード（Ｓｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ））が可能な機種（キャッシュレス決済の設置位置についても車椅子対応）としてください。スマートフォン決済、流通系の電子マネーで決済が可能な機種の設置は任意とします。

（５）維持管理について

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者の責任において行ってください。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用回収ボックスを原則として自動販売機の横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

ウ 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底してください。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障等の連絡先を明記してください。

オ 自動販売機の販売品の売価は、設置者により任意に設定してください。

ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

カ 売上本数等が前年度より著しく減少している場合には、市と協議を行っていただくことがあります。

（６）禁止事項について

ア 契約物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 契約物件を第三者に転貸又はそれに類似する行為をすることはできません。

ウ 契約物件を第三者に譲渡又は他の権利を設定することはできません。

エ 酒類の販売を行うことはできません。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市契約管財課管財検査係

TEL：047-445-1141(代表)

047-445-1092(直通)

FAX：047-445-1400